

あったかい言葉かけ運動の作品募集

「あったかい言葉かけ運動」は、思いやりあふれるあったかい関係を地域社会で創り出すことで、いじめを未然に防ぐことを目指すものです。その取り組みとして県は、学校や家庭、地域などで交わした、人との「ぬくもり」や「きずな」が感じられる「こころ」をあったかくする『言葉』を、エピソードとともに、12月16日まで募集しています。

詳しい応募方法は、県HPをご覧ください。か、県教育委員会学校安全課（☎058-272-1111 内線8641）へ。



県HP



過去の作品



WEB応募

令和7年4月採用 社会福祉事業団の職員募集

- ▶職種／①介護職員 ②支援員・療育指導員等 ③看護職員
- ▶応募資格／いずれも昭和41年4月2日以降に生まれた人
- ▶採用予定人員／①3人程度 ②2人程度 ③2人程度
- ▶試験日／10月13日(日)
- ▶応募方法／8月15日～9月24日(消印有効)に、同事業団で配布の申込書（同事業団HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、郵送または直接（平日）、同事業団（〒503-0031 牧野町2-150-1、☎71-3918）へ



防衛大学校・防衛医科大学校の学生募集

防衛省は、防衛大学校学生などを下表のとおり募集します。
詳しくは、自衛隊岐阜地方協力本部HPをご覧ください。か、同本部大垣地域事務所（林町5-18 光和ビル2階、☎73-1150）へ。

募集区分		受験資格	受付期間	試験日
防衛大学校	推薦	令和7年4月1日現在、18歳以上21歳未満で、高校卒業または、高専3年次修了の学歴（見込み含む）の人	9/5～9	9/21・22
	総合選抜			1次：9/21 2次：10/26・27
	一般		10/17まで	1次：11/2 2次：11/30～12/4のうち1日
防衛医科大学校	医学科		10/9まで	1次：10/19 2次：12/11～13のうち1日
	看護学科（自衛官候補看護学生）		10/2まで	1次：10/12 2次：11/23・24のうち1日

空き家の取り壊しに補助
空家等除却支援事業補助金

- 市内にある空き家の除却を行う人に対して、工事費用の一部を補助します（着工前に申請が必要）。
- ▶対象者／空き家の所有者もしくは相続人、または所有者などから同意を受けた人で、市税を完納している人
 - ▶対象空き家／市内にある個人所有で状態の悪い空き家（現地調査あり）※対象要件は市HPに掲載
 - ▶対象工事／市内業者が実施し、同一敷地内のすべての建築物および工作物などを除却する工事 ※交付決定を受けた年度の2月末日までに工事を完了し、実績報告が必要
 - ▶補助額／対象工事費用の3分の1（上限30万円）※空き家の状態・規模・所在地によって拡充あり
 - ▶問合せ／住宅課（☎47-8184）へ



市HP



移住・定住促進 **大垣で暮らそう!!**
～大垣暮らしのオトクな制度～

市は、移住・定住人口の増加を図るため、大垣暮らしをする際の補助などの事業を進めています。
市外に住むご家族などに、ぜひご紹介ください。
詳しくは、市HPをご覧ください。か、住宅課（☎47-8184）へ。

① 親元近くに転居 《子育て世代近居支援事業》

市外の子育て世帯が、親世帯の住む市内に転入するときの引っ越し費用の一部を補助します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市外から転入した、中学生以下（妊娠中を含む）の子がいる人
- ②親世帯（年齢不問）が市内に1年以上継続して居住している人
- ▶補助金額…引っ越し費用の5分の3（上限6万円）
- ▶申請期限…転入日（住民票異動日）から6か月以内

② 新築を購入 《子育て世代等住宅取得支援事業》

市内に新築住宅を取得した人に、金融機関などで借り入れた住宅取得費用の利子の一部を補助します。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市内で居住用住宅を新築、または新築の住宅・分譲マンションを購入して、その住宅に転入・転居（いずれも住民票の異動を伴うもの）した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合は、10分の9以上が住居であること
- ②申請期限日までに、中学生以下（妊娠中を含む）の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③市税等を完納しており、①の住宅の取得資金として金融機関などから融資を受けている人

- ▶補助期間…3年間
- ▶補助金額…各年度の利子支払額（上限10万円）を年1回補助（最大30万円）
- ▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内
- ▶受付期間…12月28日まで



③ 中古を改築 《子育て世代等中古住宅取得リフォーム支援事業》

市内に新たに中古住宅を取得し、リフォームを行う際の費用の一部を補助します。事前に申請が必要です。

▶対象者…次の条件をすべて満たす人

- ①市内に自ら居住するための中古住宅、または中古の分譲マンションを新たに取得し、その住宅に転入・転居（いずれも住民票の異動を伴うもの）した人 ※申請者は住宅1戸につき1人。店舗等併用住宅の場合は、10分の9以上が住居であること
- ②申請期限日までに、中学生以下（妊娠中を含む）の子がいる人、または夫婦どちらか一方が40歳未満の世帯の人
- ③リフォーム工事を市内業者（本店・支店）に依頼して行う人
- ④市税等を完納している人
- ⑤昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の場合は、耐震診断を受けている人、またはリフォーム工事と同時に耐震改修工事を行う人 ※いずれも上部構造評点が1.0以上必要。無料耐震診断と耐震改修工事助成については、建築指導課（☎47-8436）へ

- ▶補助金額…リフォーム費用の3分の1（上限30万円）を1回補助
- ▶申請期限…対象住宅を取得した日から1年以内かつリフォーム工事が着工前（要相談）

